

鹿児島県 98業種に休業要請

鹿児島県は24日、新型コロナウイルス感染拡大の防止策として、バーやカラオケボックス、パチンコ店など休業を要請する98業種を発表しました。居酒屋を含む飲食店については営業時間を午後8時までに短縮するよう求めております。協力に応じた事業者には最大30万円を支払われます。

新型コロナウイルス感染症対策休業協力金（仮称）について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、事業者の皆様へ、休業や営業時間の短縮（飲食店等に限る）へのご協力をお願いします。

県の要請に応じ、協力いただいた中小企業及び個人事業主に対して、下記の通り「新型コロナウイルス感染症対策休業協力金（仮称）」を支給します。

(1) 支援の対象

休業や営業時間短縮を要請されている施設を運営する中小企業及び個人事業主であって、県の要請に応じて、令和2年4月25日（土）から令和2年5月6日（水）までの計12日間休業をご協力いただいた方。

(2) 協力金の金額

① 中小企業：20万円 ② 個人事業主：10万円

※なお、複数店舗を有する事業者には、10万円を上乗せ。

(3) 申請受付

① 申請開始（※予算成立次第、速やかに公表いたします。）

② 申請方法 「専用相談・申請窓口」 まで申請書類を郵送

③ 申請書類

- ・協力金申請書 [指定様式]
- ・営業実態が確認できる書類（確定申告書の写し、営業許可証等）
- ・本人確認書類（免許証の写し等）
- ・休業実態が確認できる書類（休業期間を告知するポスター・チラシ等）
- ・誓約書 [指定様式]

(4) お問い合わせ先

099-286-2586（4/24 15時開設）

9:00~18:00（平日・土日祝日）

新型コロナウイルス感染症対策休業協力金（仮称）について

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、事業者の皆様には、休業や営業時間の短縮（飲食店等に限る）へのご協力をお願いします。
- 県の要請に応じ、協力いただいた中小企業及び個人事業主に対して、下記の通り「新型コロナウイルス感染症対策休業協力金（仮称）」を支給します。

(1) 支援の対象

休業や営業時間短縮を要請されている施設を運営する中小企業及び個人事業主であって、県の要請に応じて、令和2年4月25日（土）から令和2年5月6日（水）までの計12日間休業をご協力いただいた方。

(2) 協力金の金額

- ① 中小企業 : 20万円
- ② 個人事業主 : 10万円

※なお、複数店舗を有する事業者には、10万円を上乗せ。

(3) 申請受付

- ① 申請開始 (※予算成立次第、速やかに公表いたします。)

- ② 申請方法 「専用相談・申請窓口」
まで申請書類を郵送

③ 申請書類

- ・協力金申請書〔指定様式〕
- ・営業実態が確認できる書類（確定申告書の写し、営業許可証等）
- ・本人確認書類（免許証の写し等）
- ・休業実態が確認できる書類（休業期間を告知するポスター・チラシ等）
- ・誓約書〔指定様式〕

など

(4) 休業や営業時間短縮を要請されている施設

県のホームページでご確認ください。

ホーム>健康・福祉>健康・医療>新型コロナウイルス感染症
>新型コロナウイルス感染症に関する情報>休業要請の対象施設

(5) お問い合わせ先

休業要請・協力金に係る専用ダイヤル開設予定
099-286-2580 (4/24 15時以降)
9時~18時 (平日・土日祝日)

(6) 休業協力金に係るホームページ掲載先

ホーム>産業・労働>商工業>新型コロナウイルス感染症>
新型コロナウイルスに関する情報>新型コロナウイルス感染症対策休業
協力金（仮称）について

新型コロナウイルス感染症対策に関する休業・営業時間短縮 協力要請施設一覧

1 区域

鹿児島県全域

2 期間

令和2年4月25日(土)から5月6日(水)まで [計12日間]

3 基本的に休業の協力を要請する施設

施設の種類の種類	内訳
遊興施設	キャバレー，ナイトクラブ，ダンスホール，スナック，バー，ダーツバー，パブ，性風俗店，個室ビデオ店，ネットカフェ，漫画喫茶，カラオケボックス，射的場，ライブハウス，場外馬（車・舟）券場
大学，学習塾等	大学，専修学校・各種学校，専門学校，高等専修学校，自動車教習所，学習塾，英会話教室，音楽教室，囲碁・将棋教室，生け花・茶道・書道・絵画教室，そろばん教室，バレエ教室，体操教室 ※ 但し，床面積の合計が100㎡以下においては，適切な感染防止対策を施した上で営業
学校（上記を除く）	幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，高等専門学校，中等教育学校，特別支援学校，日本語学校，外国語学校，インターナショナルスクール ※ 但し，預かり保育等の提供を通じて，医療従事者やひとり親家庭など，保育を必要とする園児や児童等の居場所確保の取り組みを継続して実施するよう要請
運動・遊技施設	体育館，屋内・屋外水泳場，ボウリング場，スケート場，ゴルフ練習場・バッティング練習場の屋内施設，陸上競技場・野球場・テニス場（各屋外運動施設の観客席部分が対象），柔剣道場，スポーツクラブ，ホットヨガ・ヨガスタジオ，マージャン店，パチンコ屋，ゲームセンター，テーマパーク，遊園地
劇場等	劇場，観覧場，プラネタリウム，映画館，演芸場
集会・展示施設	集会場，公会堂，展示場，貸会議室，文化会館，多目的ホール
博物館・ホテル等	博物館，美術館，図書館，ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る），科学館，記念館，水族館，動物園，植物園

商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）、ペット美容室、宝石類や金銀の販売店、住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの）、古物商（質屋を除く）、金券ショップ、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物屋、旅行代理店（店舗）、アイドルグッズ専門店、ネイルサロン、つまみエクスステンション、岩盤浴、サウナ、エステサロン、日焼けサロン、脱毛サロン、写真スタジオ、フォトスタジオ、美術品販売、展望室 ※ 但し、床面積の合計が1,000㎡以下において、適切な感染防止対策を施した上で営業
------	--

※ 「大学、学習塾等」「博物館・ホテル等」「商業施設」について、床面積の合計が1,000㎡を超えるものは特措法による協力要請、1,000㎡以下のものは特措法によらない協力依頼である。

4 営業時間短縮を要請する施設

食事提供施設	飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等 ※ 営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テイクアウトサービスは除く）
--------	---

※ 上記の施設については、別表「適切な感染防止対策」を参照の上、適切な感染防止対策を講ずること。

5 基本的に休業・営業時間短縮を要請しない施設

医療施設	病院，診療所，薬局等
社会福祉施設等	保育所，放課後児童クラブ，放課後等デイサービス ※ 家庭での対応が可能な利用者への利用の自粛を要請し，保育の提供及び預かりを縮小して実施 高齢者，障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関する事業を行う施設
生活必需物資販売施設	卸売市場，食料品売場，百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場，コンビニエンスストア等
住宅，宿泊施設	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分を除く），共同住宅，寄宿舎又は下宿等
交通機関等	バス，タクシー，レンタカー，鉄道，船舶，航空機，物流サービス（宅配等）等
工場等	工場，作業場等
金融機関・官公署等	銀行，証券取引所，証券会社，保険，官公署，事務所等 ※ テレワークの一層の推進を要請
その他	メディア，葬儀場，銭湯，質屋，獣医，理美容，クリーニング・ランドリー，ごみ処理関係等

※ 上記の施設については、別表「適切な感染防止対策」を参照の上、適切な感染防止対策を講ずること。

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」（密閉，密集，密接）の防止	・店舗利用者の入場制限，行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保）
	・換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）
	・密集する会議の中止（対面による会議を避け，電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染，接触感染の防止	・従業員のマスク着用，手指の消毒，咳エチケット，手洗いの励行
	・来訪者の入店時等における手指の消毒，咳エチケット，手洗いの励行
	・店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	・ラッシュ対策（時差出勤，自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	・従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）
	・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用），来訪者数の制限

よくあるご質問 Q & A

※Q & Aは随時更新してまいります。

令和2年4月24日

Q 1. 休業要請の期間はいつからいつまでですか？また、いつから協力金の申請受付が開始されますか。

A. 4月25日（土）から5月6日（木）の12日間です。
また、協力金の申請受付は、5月〇日からの開始予定としており、6月〇日（消印有効）までとします。
（※ 予算成立後速やかに開始予定）

Q 2. 今回の協力金の対象施設は、具体的にはどのような施設ですか？

A. 対象施設は、県ホームページに対象となる施設を掲載しております。
→ 対象施設はこちら <https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kyuugyouyousei02.html>

Q 3. 4月25日（土）から5月6日（木）までの全ての期間で休業していないと、協力金は支給されないのですか？

A. そのとおりです。4月25日（土）午前0時から5月6日（木）までの全ての期間において休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮を含む）にご協力いただいた場合、協力金の支給対象となります。
ただし、休業準備等のため、やむを得ず、4月25日（土）中に休業を開始される場合も対象となります。

Q 4. 鹿児島県外に本社があり県内に事務所（対象施設）がある場合、事務所を休業すれば、協力金の対象となりますか？

A. 県内の事業所（対象施設）が要請に応じて休業すれば対象となります。

Q 5. 食事提供施設（宅配・テイクアウトサービスを除く）の場合、どうすれば協力金の対象となりますか？

A. 夜 2 2 時まで営業していた店舗が、夜 2 0 時までの営業に短縮するなど、朝 5 時から夜 2 0 時までの間の営業に短縮した場合に対象となります。

Q 6. もともと、朝 5 時から夜 2 0 時までの枠内の営業である飲食店は、支給対象となりますか？

A. 対象となりません。ただし、終日休業した場合には、対象となります。

Q 7. 飲食店がテイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合は、支給の対象となりますか？

A. 店内飲食の営業時間を短縮し、夜 2 0 時から朝 5 時までの営業を行わない場合は、対象となります。なお、この時間帯にテイクアウトサービスを行っていても、対象となります。

Q 8. 休業要請を受けていない業種が自主的に休業した場合は対象となりますか？

A. 県の要請に応じていただいた方への協力金ですので、自主的な休業については対象となりません。

Q 9. まだ開店して間もないが、今回の休業要請に応じた場合は対象となりますか？

A. 令和 2 年 4 月 2 5 日以前に営業していることが確認できる場合は、対象となります。

Q 1 0. 宴会場等のあるホテルが、ホテルの営業をしたまま、宴会場のみ営業を停止した場合は対象となりますか？

A. 休業要請の対象となっている宴会場等の使用を停止しているため、対象となりません。

Q 1 1. 休業対象となっている店舗を複数営業展開しているが、全店舗を休業としないと協力金の給付に該当しないのですか？

A. 複数店舗のうち、1店舗でも休業している場合は対象となりますが、休業する店舗を特定する必要があります。(店舗間の休業のローテーションは不可)
要請の趣旨を鑑みると全店舗の休業をお願いします。

Q 1 2. 百貨店にテナントして入居していますが、支給対象となりますか？

A. テナントとして入居している中小事業者で、休業あるいは営業時間短縮の対象施設であって、要請に応じて休業等を行っていただければ支給対象となります。

Q 1 3. 施設を運営していないが、フリーランスとして休養要請対象となる店舗と契約しています。休業した場合は対象となりますか？

A. 休業等を要請されている施設を運営する事業者に対する協力金であるため、施設を運営していない場合は、対象となりません。

Q 1 4. 施設を運営していなければ支給対象とならないということですが、デリバリーヘルスを営業している場合は、支給の対象となりますか？

A. このような場合、施設を運営していないため、支給の対象となりません。

Q 1 5. いつから支給されますか？

A. 営業形態、休業実態の確認・審査書類等を経て、緊急事態措置期間終了後、速やかに支給を開始する予定です。

Q 1 6 . 一つの店舗に休業要請対象と要請対象外の事業が混在しています。この場合は、どうすれば支給対象になりますか？

A . 例えば本屋（休業対象外）とDVD/ビデオショップ（休業要請対象）が混在している場合でDVD/ビデオショップ部分を明確に区分して休業する場合、支給対象となります。

Q 1 7 . ライブハウスを運営しています。休業要請に基づき休業し、その間にお客様を入れない形であれば、施設を使用しても協力金の支給対象になりますか？

A . 休業期間中、従業員による施設の清掃や設備の改修等で施設に立ち入っても、営業していることには該当しません。また、無観客で、オンライン配信用のライブを行うことも問題ありません。ただし、同時に複数の演奏者等を出演させないなど「三密の状態」を発生させない使用に努めていただくことが必要です。下期の事例を参照ください。

例 1) 全面的に営業を休止する場合、協力金の支給対象

例 2) 全面的に営業を休止する場合、休業期間中に店内の改修や清掃を実施しても営業したことにはならず、協力金の支給対象。

例 3) 一般営業を休止した上で、施設を使ってバンドが無観客演奏し、オンライン配信する場合、「三密の状態」を発生させない使用であれば、協力金の支給対象。

Q 1 8 . 「中小企業」とはどのような企業のことですか？うちの会社は「中小企業」に該当しますか？

A . 中小企業基本法では、「中小企業」について以下の表のように規定しています。

業 種	中小企業者の要件 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資額の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業, 建設業, 運輸業 その他の業種 (②~④を除く)	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④ 小売業	5,000 万円以下	100 人以下

※ 遊興施設, 飲食店, 遊技施設はサービス業